

12月10日から16日までは 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間とは

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深める目的で、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

拉致問題は、日本の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされている中、私たちが、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

北朝鮮による拉致容疑事案について

警察では、これまでに日本人が被害者である拉致容疑事案12件（被害者17人）及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）の合計13件（被害者19人）を北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、拉致に関与したとして、北朝鮮工作員等10人について逮捕状の発付を得て国際手配を行っています。また、拉致容疑事案以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案について、関係機関との連携を図りつつ、捜査・調査を推進しています。

御協力のお願い

三重県警察ウェブサイトの「情報提供のお願い」欄に、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者」を掲載しています。どんな小さなことでも結構ですので、情報提供等の御協力をお願いします。



【三重県警察ウェブサイト】



【拉致の可能性を排除できない事案に係る方々】

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を
深めましょう。

三重県警察

